

議案第16号

大田原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

大田原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

平成28年3月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

大田原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第7号を第9号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第2条第2項第5号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同項第6号とし、同項中第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第3条第2項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。